

意見書案第1号

情報・コミュニケーション法の早期制定を求める意見書

このことについて、別紙のとおり意見書を関係機関に提出するものとする。

平成28年3月2日

提出者 蘭越町議会議員 中 島 溢 子

賛成者 蘭越町議会議員 赤 石 勝 子

賛成者 蘭越町議会議員 佐 藤 義 久

賛成者 蘭越町議会議員 難 波 修 二

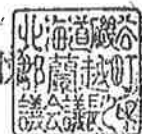
賛成者 蘭越町議会議員 富 樫 順 悦

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣
厚生労働大臣

原案可決

平成28年3月17日

蘭越町議会議長 富樫 順悦



情報・コミュニケーション法の早期制定を求める意見書

現在の日本社会では、情報にアクセスすることやコミュニケーションが自由に取れることは社会生活に欠かせません。しかし、障害者、難病の人たち、高齢者やIT機器が使えない、持てない人たちに情報を伝え、コミュニケーションを取ろうとする側にも適切な福祉施策、人的支援がなければ、情報伝達やコミュニケーションは困難となり、格差が生じてしまいます。

こうした格差を解消し、社会全体をバリアフリー化していくためにも必要な配慮や手段を義務化し、実行することが重要です。

障害者の場合、障害者権利条約で障害者がみずから選択し、みずから決定することが基本理念としてうたわれていますが、情報にアクセスすることやコミュニケーションに困難を感じる社会構成員にもアクセスとコミュニケーションが保障される環境整備が望まれています。

よって、国においては、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 障害者基本法第3条に手話が「言語」として定義されていることに基づいて、障害者差別解消法や障害者に関する法律において、言語、コミュニケーション、情報についての定義、権利規定を明記し、情報・コミュニケーションにバリアを持つ社会構成員の基本的人権としてあらゆる場面で情報・コミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。
- 2 法整備にあたって、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月2日

北海道蘭越町議会